附　則

1　平成二十二年に国及び地方公共団体（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第二条ただし書に規定する教育委員会を除く。）が作成する平成二十三年についての障害者採用計画に係る様式第一号並びに平成二十二年に障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第二条ただし書に規定する教育委員会が作成する平成二十三年から平成二十五年までの障害者採用計画に係る様式第一号の二については、様式第一号（裏面）〔注意〕7及び様式第一号の二（裏面）〔注意〕7中「計画の基礎」の③欄には、直近に提出した「障害者任免状況通報書」表面の①c欄の数が、④欄には当該通報書の①c欄の数から②f欄の数を減じた数が、⑤欄には当該通報書の「⑧適用される除外率」欄の数が、⑥欄には当該通報書の「⑨法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」欄の数が、⑦欄には当該通報書の「⑩障害者計」欄の数が、それぞれ記載されることとなること。」とあるのは、「計画の基礎」欄には、平成22年7月1日又は本通報書作成日における状況を記載すること。また、平成22年6月1日の状況において2～6、8～10の計算を行い、その数を記載することとしても差し支えない。」とする。

2　国及び地方公共団体が平成二十二年六月一日現在について行う障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十九条第一項の規定による計画の実施状況の通報及び法第四十条の規定による通報に係る様式並びに法第四十三条第七項の規定により一般事業主が行う平成二十二年六月一日現在における身体障害者、知的障害者又精神障害者の雇用に関する状況の報告に係る様式については、なお従前の例による。

3　この告示の適用の際現に提出されている改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（以下「旧告示」という。）様式第五号の三による法第四十一条の特例に係る国の機関の概要、旧告示様式第六号の六による親事業主及び子会社の概要、旧告示様式第六号の十による親事業主及び関係子会社の概要及び旧告示様式第六号の十二による事業協同組合等及び特定事業主の概要は、それぞれ、この告示による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（以下「新告示」という。）様式第五号の三による法第四十一条の特例に係る国の機関の概要、新告示様式第五号の五による法第四十二条の特例に係る地方公共団体の概要、新告示様式第六号の六による親事業主及び子会社の概要、新告示様式第六号の十による親事業主及び関係子会社の概要及び新告示様式第六号の十二による事業協同組合等及び特定事業主の概要とみなす。

○海上保安庁告示第百六十三号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第八条の二及び第二十条の五の規定並びに海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第八条第一項及び第二項並びに第二十三条の四の規定に基づき、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第十四条の二及び第三十七条の四第一項並びに海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第十条の二及び第二十九条の三第一項の規定を実施するため、港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示を次のように定める。

平成二十二年七月一日　　海上保安庁長官　鈴木　久泰

港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示

1　港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法及び同規則第二十条の五の規定による勧告の方法は、別に定めるもののほか、別表の上欄に掲げる航路ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる方法（関門港にあっては指示の方法に限る。）及び海上保安庁の船舶からの呼びかけその他の適切な方法とする。

2　海上交通安全法施行規則第八条第一項及び第二項の規定による指示の方法並びに同規則第二十三条の四の規定による勧告の方法は、別に定めるもののほか、海上保安庁の船舶からの呼びかけその他の適切な方法とする。

別表

航路	方法
仙台塩釜港航路	一　VHF無線電話 イ　呼出名称　しおがまほあん ロ　周波数 (1)　呼出し及び応答用　一五六・八〇MHz（チャンネル一六） (2)　通信用　一五六・六〇MHz（チャンネル一二） ハ　使用言語　日本語又は英語 二　電話 〇二二―三六五―九七七〇
関門港 若松航路 奥洞海航路	一　VHF無線電話 イ　呼出名称　わかまつこうないほあん ロ　周波数 (1)　呼出し及び応答用　一五六・八〇MHz（チャンネル一六） (2)　通信用　一五六・六〇MHz（チャンネル一二） ハ　使用言語　日本語又は英語 二　電話 〇九三―八七一―二四八二

附　則

この告示は、港則法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第十四号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

○海上保安庁告示第百六十四号

海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第九条第三項の規定に基づき、来島海峡航路における通報の方法に関する告示を次のように定める。

平成二十二年七月一日　　海上保安庁長官　鈴木　久泰

来島海峡航路における通報の方法に関する告示

海上交通安全法施行規則第九条第三項の規定による通報は、日本語（日本語を用いることができない場合は、英語）を用いて次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

一　VHF無線電話

識別信号　くるしまマーチス（KURUSHIMA　MARTIS）

聴守周波数　一五六・八〇MHz（チャンネル一六）

通信周波数　一五六・六五MHz（チャンネル一三）

一五六・七〇MHz（チャンネル一四）

一六一・七〇MHz（チャンネル二二）

二　電話

〇八九八―三一―九〇〇〇

附　則

この告示は、港則法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第十四号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。